

ふれあい  
いきいきサロンは

# 地域のお茶の間です!



## 「ふれあい・いきいきサロン」ってなに?

家庭の中に、家族が集まって楽しく話しをしたり、お茶を飲んだりする「お茶の間」があるように、地域の中にも誰でも気軽に出入りしてふれあえる「お茶の間」があったらと考えられたのが、「ふれあい・いきいきサロン」です。

中央区社協では、高齢者や障がいをもつ人も、もたない人も誰でも気軽に集まって、おしゃべり・ゲーム等をしたりと、みんなが楽しく憩える場所「ふれあい・いきいきサロン」を区内全域に開設していきたいと考えています。興味のある方、何かやってみたいと思ってる方は、この機会にボランティアをやってみませんか?



地域のお茶の間 万代シティの様子

## ブログスタート

中央区社協の活動や、参加した地域のイベントを紹介しています。新潟市社協のホームページから閲覧できますのでご覧ください。



◆新潟市社協ホームページ  
<http://www.syakyo-niigatacity.or.jp/>

## 愛称募集

「中央区社協だより」の愛称を募集します。今後は、年2回発行する予定です。  
【応募方法】はがきかFAXまたはE-mailにて、氏名・住所・電話番号と「愛称」をご記入のうえ、下記の中央区社会福祉協議会までご応募ください。  
※2008年1月31日締切



●採用された方には薄謝を進呈いたします。

## 編集後記

中央区社協だより第1号、いかがだったでしょうか? 中央区社協がみなさんに身近な存在と感じていただけるよう、地域の行事・イベントにどんどん参加していきたいと思っております。区社協が設立して9ヶ月。これから、さらに、みなさんにとって魅力ある事業を企画していきたいと思っております。来年も中央区社協をどうぞよろしくお願いいたします。

## 寄付金報告

あたたかい善意  
ありがとうございます。

○東地区公民館利用団体連絡協議会様	60,000円
○東地区公民館様	2,807円
○アパガートコート万代自治会様	30,000円
○阿部清五様	50,000円
○匿名希望様	5,732円
※地域福祉事業に役立たせていただきます。	

## 社会福祉功労者表彰

受賞おめでとうございます。

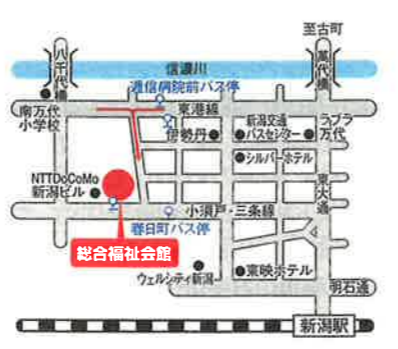
去る12月3日、新潟市社会福祉協議会 社会福祉功労者表彰式が開催されました。福祉の向上に尽力された方々について次のとおり表彰されました。

- 役員、関係人として10年以上、民生委員児童委員においては12年以上勤務あるいは関与し、特に功労のあった方  
(中央区社会福祉協議会役員)  
高桑 巖、南 晃  
(民生委員児童委員)  
鷲津 五男、宮島 トシ子、宮沢 佐代子、近藤 哲夫、鹿島 裕美子、北澤 那衛、長谷川 英子、本間 勇、石川 智江、八島 清、阿部 文江、相川 良平、石塚 誠
- 各種社会福祉事業を実施またはそれに協力し、特に功労のあった個人または団体  
(長嶺支会) 長嶺ふれあい給食会  
(関屋支会) ちとせの会

## 中央区社会福祉協議会

〒950-0909 新潟市中央区八千代1-3-1 総合福祉会館内 3階  
TEL 025-243-5099 FAX 025-243-4376  
E-mail [chuouku@syakyo-niigatacity.or.jp](mailto:chuouku@syakyo-niigatacity.or.jp)

- アクセス方法**
- バス (新潟駅から)**
    - 昭和大桥経由～入船営業所行 春日町バス停下車
    - 八千代橋経由～入船営業所行 通信病院前バス停下車
    - 水島町経由由泉亭～西部営業所行 春日町バス停下車
  - 徒歩**
    - 新潟駅から 徒歩10分(約600m)
    - バスセンターから 徒歩5分(約400m)



chuoukusyakyo dayori

# 中央区社協だより

第1号  
2007年  
12月23日



大盛況!  
中央区社会福祉協議会設立記念事業  
世代交流・ふれあい  
ウォーキング 10月28日  
歴史的建造物が多く、見どころたくさんの異人池周辺コースに申込殺到!すがすがしい晴天のもと、みんなでゆったりとウォーキングを楽しみました。



中央区社会福祉協議会  
会長 登石 昇

## ◆ごあいさつ

新潟市が4月1日に政令市へ移行したことに伴い、区社会福祉協議会も各行政区に設置され、中央区社会福祉協議会が発足しました。近年、少子・高齢化が進み、福祉分野は多岐にわたり、その活動は1日たりともおろそかにできない状況です。社会福祉協議会は、これまでも行政と一体となって地域福祉活動を推進してまいりましたが、より区民の皆様へ身近な活動を目指して体制づくりを進めております。中央区社会福祉協議会では、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう「お互いに支えあい、助け合う」ことのできる地域コミュニティを目指し、地域住民組織の代表の皆様を中心に、各種事業を計画・実施しています。事業実施にあたっては、区民の皆様をはじめ、行政、各支会、関係機関、各種団体等のご理解、ご協力が今後とも必要となります。今後とも、中央区の特性・ニーズに合った福祉サービスを構築し、地域福祉の推進を図るため、役職員一同努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

編集・発行／ 新潟市社会福祉協議会 中央区社会福祉協議会  
〒950-0909 新潟市中央区八千代1-3-1 総合福祉会館内 3階  
TEL 025-243-5099 FAX 025-243-4376

# 地域福祉活動の推進・支援

## ①サロン事業

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に集まり、情報交換や交流できる場を作ります。こうしたサロンの立ち上げ・企画・運営について相談や助成を行っています。(講師派遣、会場費、講師謝礼、保険料の助成)



▲【お茶の間】白山浦地区 知足サロン



▲【子育てサロン】山湯地区 のーびのび・山湯

## ②地域ふれあい事業 歳末たすけあい事業

住民が主体となって、地域で行う世代交流事業に対して助成しています。



▲有明台小学校区 ふれあいお楽しみ会



▲笹口小学校区 ほっとハウス笹口・バザー



# 中央区社協 事業紹介

地域福祉活動の推進・支援

在宅支援

人材育成

相談援助

# 人材育成

## ①ボランティア講座

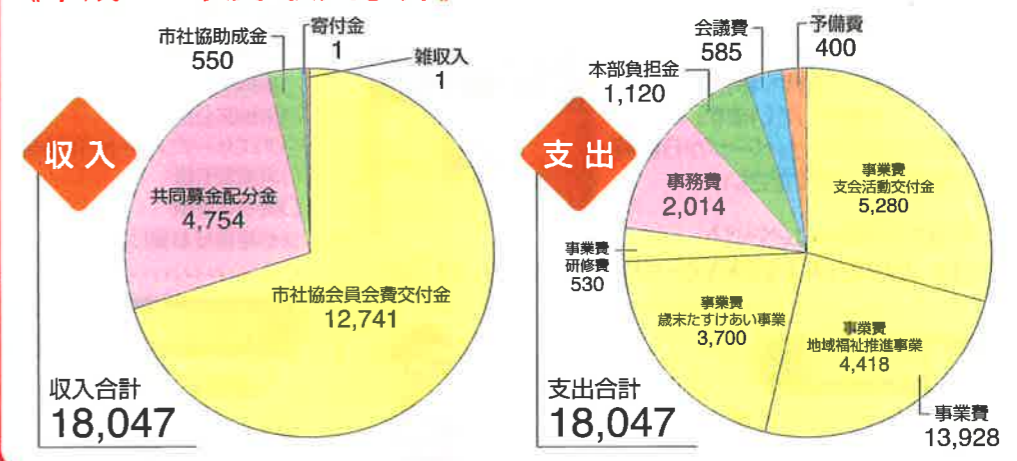
ボランティア活動へのきっかけ作りと地域で活躍する人材を育成します。



このほかにも…  
ボランティアさんや参加者が安心して福祉活動や行事に参加できるようにボランティア活動保険・行事用保険加入の窓口をしています。  
**講座予告** シニア向け講座を開催予定 乞う御期待!!

▲【保育ボランティア講座】子育て中の方が社会参加していただけるように一時保育をするボランティアを育成する講座(全4回)を開催しました。現在、中央区社協所属の保育ボランティアグループ「カンガルー」として活躍中。

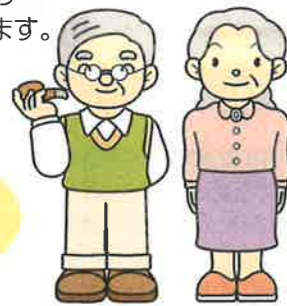
## 《平成19年度 収支予算》



# 在宅支援

## ①友愛訪問

《対象》70歳以上の一人暮らしの方  
高齢者世帯で見守りが必要な世帯  
《内容》月1回 孤独感解消のため安否確認を兼ねて訪問します。  
※12/30(日)友愛訪問対象者におせちをお届けします。



## ②夕食宅配サービス

《対象》在宅で暮らす概ね65歳以上の一人暮らしの方  
高齢者のみの世帯  
《内容》バランスのとれた食事を安否確認も兼ねてお届けします。 ※1食720円

## ③ふれあいティールーム(生きがい対応型通所事業)

《対象》高齢者世帯・日中お一人の方、概ね60歳以上  
介護保険認定を受けていない方  
《内容》簡単な運動やレクリエーション等を通して仲間づくり、生きがいづくりのきっかけとします。  
《会場》○寄居コミュニティハウス  
○南地域保健福祉センター  
○総合福祉会館



## ④思いやりのひとかき運動

バス停や横断歩道付近に除雪用スコップを設置し、バスや信号待ちの人たちから除雪に協力していただきます。

## ①生活福祉資金

他の金融機関や他の制度から借入が困難な低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の自立を目的とし、必要な資金の貸し付け相談を行っています。

資金の種類	貸付内容
更生資金	○低所得者世帯や障がい者が生業を営むために必要な経費 ○就職・技能習得に必要な費用
福祉資金	○障がい者が自動車・福祉機器等を購入する費用 ○転居する際の費用、結婚・出産・葬祭に必要な費用 ○住宅の補修や増改築のための経費
療養介護資金	○病気やけがの治療にかかる費用、療養中の生活費 ○介護サービス・障がい者サービスを受ける費用
修学資金	○高校などの入学時に必要な経費、授業料
災害援護資金	○災害による困窮から自立するために必要な資金

## ②地域福祉権利擁護事業(日常生活支援事業)

ご自分で何かを判断することに不安がある高齢の方や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用の手続きの援助や代行、それに伴う日常の金銭管理をお手伝いします。

- 福祉サービス利用のお手伝い
- 日常的なお金の出し入れのお手伝い
- 書類等のお預かり

## ③心配ごと相談

●ひとりで悩まず気軽に心配ごと相談所へ  
相談場所 新潟市総合福祉会館1階  
電話 025-243-4369

●日常の心配ごとや悩みごとのご相談をお受けいたします。

一般相談	《相談日》毎週火～土曜日(祝・祭日 及び年末年始は休み) 《時間》9:00～16:00
法律相談	《相談日》毎週土曜日(祝・祭日 及び年末年始は休み) 《時間》9:00～12:00(要予約)

# 相談・援助

左記資金の貸付には様々な要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

《電話》**025-243-5099**

